

訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会開催要綱

1 趣旨

- 我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者数を目指して観光先進国の実現を目指しているところ、訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが必要である。
- 医療機関が外国人患者を受け入れるに当たっては、言語の違いによる意思疎通の問題等が指摘されてきた。これに対し厚生労働省は、医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内案内表示の多言語化等を通じて、外国人患者受け入れ体制が整備された医療機関の整備を進めてきた。
- 一方、訪日外国人旅行者数の増大により、医療機関だけでは対応困難な複雑な事例や、高額の未収金発生事例等を通じて、これまで想定や顕在化しなかった課題が明らかになり、政府の健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」がまとめられた。これを受け、関係府省庁が連携して取組を進めることが求められている。
- 上記を含め、訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する諸課題について検討することを目的として、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」を開催する。

2 協議事項

- (1) 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を受けた厚生労働省の取組について
- (2) その他、訪日外国人旅行者等に対する医療の提供等の在り方について

3 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局総務課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4 運営

- (1) 会議の議事は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、医政局総務課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 構成員名簿

相川	直樹	一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 理事
池田	正明	一般財団法人日本医療教育財団専務理事
井本	寛子	公益社団法人日本看護協会常任理事
海老原	功	NTT 東日本関東病院国際室副室長
遠藤	弘良	聖路加国際大学大学院公衆衛生学研究科長
大磯	義一郎	国立大学法人浜松医科大学医学部法学教授
大曲	貴夫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院副院長
岡村	世里奈	国際医療福祉大学大学院医療経営管理分野/医療通訳・国際医療マネジメント分野准教授
河口	瑞子	三重県雇用経済部観光局長
小林	米幸	特定非営利活動法人 AMDA 国際医療情報センター理事長
小森	直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
渋谷	健司	東京大学大学院医学系研究科国際保健政策学教室教授
田中	敦子	東京都福祉保健局医療改革推進担当部長
豊見	敦	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
松本	吉郎	公益社団法人日本医師会常任理事
三井	博晶	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
南谷	かおり	地方独立行政法人りんくう総合医療センター国際診療科部長
森	隆夫	公益社団法人日本精神科病院協会副会長
森田	直美	一般社団法人全国医療通訳者協会代表理事

(五十音順、敬称略、合計 19 名)